

『いじめ』、『虐待』、『差別』の言葉の使い分けは？」へのコメント

HP に表記の記事を掲載したところ、早速、多くのヒントをいただきましたので、参考までに紹介します。

更にヒントをいただきましたら、随時当ファイルを追加・更新します。

2006. 11. 12. 阿部幸泰

⑩長文ですが、いじめについての一文です。

「いじめ」という言葉 『君を守りたい』 = 「君を守り隊」から。

にわかに、「いじめ」と言う言葉が氾濫し始めた。

そもそも「いじめ」の定義とはなんだろう。

「自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。」(文部科学省)。

「弱い者に対して個人又は集団で、意識的に、精神的あるいは肉体的な苦痛を与えることであり、いじめられた人は想像もできないほどの深い苦しみを味わうこととなります。」(茨城県教育委員会) とある。

どうも、わかったようでわからない。

そうした折、中嶋博行著『君を守りたい-いじめゼロを実現した公立中学校の秘密』(朝日新聞社)を読む。

弁護士である著者は、「いじめ」とはまさに「学校犯罪」だという認識を持つことの必要を説く。本書の前半で紹介される事例は、日本弁護士連合会の出版物などで、公になったもの。

「なかまはずれ」から、芸能ショーいじめ、ばい菌いじめ、シャモリンチ、十字架・死刑いじめ、電気椅子いじめ・サンドバックリンチ、性的いじめ、汚物いじめ、死に至るいじめ。こうしたいじめの手口を読むと、私の認識不足だったのか、いかにこの20年間続けられてきたのか暗澹とした思いとなった。

もはや、いじめの社会的背景とか、加害者側の心の問題とか、そのような議論ではなく、被害生徒を一刻も早く、救い出し、いじめを止めさせる即効薬が必要。

どんないじめでも、最初に言い出す中心的ないじめっ子がいる。その「主犯」をピンポ

イントでたたけば、いじめグループはたちまち全滅する。そのためには、ためらうことなく断固たる少年司法（刑事司法）で裁く必要があるという。

アメリカの学校で実証された「力の論理」の適応を真剣に考えるべき。その「力」とは、いじめに対する徹底した監視 警察への通報も含めた断固たる処分、それにより、学校に正義のルールを実現することを説く。

『君を守りたい』という書名は、実は「君を守り隊」のことである。「君を守り隊」は、生徒自身が、自分の判断で、保護者の同意の元、入隊する。

学年ごとに昼休みに校内をパトロールする。いじめの情報がないか調べる。いじめは絶対許してはいけないという呼びかけをする広報が活動の三本柱。

スタートして 10 年。何か、生徒全体が監視というイメージがあるが、いじめのどんな小さい芽（例：物を隠す、挨拶をしなくなる・・・）でも見過ごさず、報告を受けた場合、教師が速やかに対応するという姿勢が貫かれているということだと読み取った。

ここでは、著者が前半で主張している処罰という手段はとらない。あくまでも、人間教育の立場で対応している。

これに習いながら、第三者でもいい、ともかくどの学校でもいじめ情報の収集と、校内パトロールは出来るはずだと著者は提言する。

⑩ 差別：グループ分けして排斥する

林檎の差別化 ジュース用 安売り用 ギフト用など

虐待：力関係より弱い者を排斥する

子供や年老いた親などを力の弱い者を対象とする

いじめ：グループのなかでひとりを排斥する

⑨いじめ…学校、職場などで、自分が相手より優越な気持ちで、相手の感情を尊重せずに自分がやりたいように相手を扱うこと。

一種のゲーム感覚もあるのかもしれませんが。

自分より弱い立場と判断した相手に対して行うもの？

虐待…家族（伴侶・子ども・ペット）等に対して、精神的、肉体的な暴力を振るうこと。

いじめの場合は相手をバカにしてる事が多いと思いますが、虐待の場合は「自分のイライラや、欲望を、身内にぶつける」、もしくは「ぶつけてしまう」。

児童虐待も最近は愛情のないものが多いようですが、育児ノイローゼや、VDには愛情があるにもかかわらず…というのも含まれと思うので。

差別…これには、相手がどういう人かは関係なく、ある要素・属性をもつひと全てを自分より下に見るのではないのでしょうか？

肌の色だけで、生まれた国だけでどうこう、というのがここに入るように思います。

精神的なものが根深いというか…。

いじめだと、一時の場合もあると思いますが、差別はその人の人格などにあまり関係ないので、変わりにくく、行動には出さなくても根強く残るのかもしれない。

じっさいその中の一人と関わって、何かひどいことをすれば「いじめ」になってくるとは思います。

⑧先生からのメールを見て考えましたが、言葉の違い・使いわけは難しいですね。

『虐待』は子どもや老人といった、自分ひとりで生きる能力の低い人(この言い方は失礼かもしれませんが)に向けて怒りやストレスなどを発散させようとするものだと思います。

『差別』は自分の中にある基準で[普通]を決めてしまい、～だからできない・～には無理などといったイジメに発展する前のことを言うのだと思います。

『イジメ』は差別から発展したり、自分の存在の確認、憂さ晴らしといったことから無視・暴力・暴言・お金を巻き上げるなどといった行為をすることだと思います。

⑦苦しんでいる時に周りの大人の『逃げるな』という言葉が余計苦しくなるんです。

そういう言葉じゃなくて、1人でも親身になってくれる人がいるだけで随分楽になるし、自殺する子も減る気がします。

周りの大人がもっと子供の苦しみに共感して味方でいてほしいと思います。

学校に行く事が楽しいと思えるようになれば嬉しいです。

⑥阿部さんの意見にわいつもなるほど、と納得させられます。

そうですね、虐待する側も、いじめをする側も弱い人間だという事に共通する部分があ

ります。

そしてまた、その人たちにもただ責めるだけではなく、被害者同様にケアが必要だと感じます。

子供たちと関わっていく仕事を目指す私たちは、この問題に真っ正面から向き合い、考えていきたいものです。

⑤『いじめ』はいじめてる側に悪気が無く遊び半分、面白半分でストレスのはけ口でやっている事で、いじめる事に必死で相手が苦しんでると気付いていてもやるんだと思います。

『虐待』は虐待する側に虐待するという罪の意識があるけど、自分の気持ちを抑える事ができなくてやっている事だと思います。

差別は、差別する側に悪い事をしているという意識があるけど、相手を受け入れられなくやってしまうものじゃないかと思うのですが…。

④最近いじめによる自殺があとを立ちません。私も深刻な問題だと受け止めています。

「いじめ」と「虐待」今までその決定的な違いを知らず、考えずに自分も使い分けていました。

「いじめ」は、どちらかという、対等な立場で起こり、虐待とは、例えば生活の主導権を握っている上の立場の人が行うという印象がありました。

しかし改めて考えるとそれだけの違いだけではないように思います。

HP 覗いてみます。そしてもう一度考えてみたいものです。阿部さんの意見も参考にさせていただきます。

③私的には、虐待は、命を脅かす状況、幼児虐待だと、暴力、育児放棄…。老人虐待もありますよね。

いじめに合い自殺する子もいるわけで命が危ないですね。

学校で起きた事件は虐待とはあまり言わないですね。

差別は差をつけて扱われることですから、心に深い傷をおいますよね。

すべて、心にも体にも深い傷をつけることには違いありませんね。

② 「差別」 … 広い関係におけるひどい扱い 社会的身分など

「いじめ」… すこし広い領関係におけるひどい扱い 教室・会社

「虐待」… 狭い関係でのひどい扱い 親子・飼っている動物に対して

あまり考えたことなかったです。

私はなんとなくこんな意味あいを使っているような気がします。

皆さんの意見を参考にしたいと思います。

①そのように問われ 自分なりに考えてみても、なかなか答えに辿り着けないものですね (>_<)

これをきに考えてみたいと思います。

【私のコメント】

人を蔑むことである種の満足を得ようとする人間の弱さという点では、共通点があるのでないかと思っています。

それだけに、自分の弱さを認め、人と係わり合い、人と共に助け合いながら歩むことが、「人として生きる」という自分の強さに繋がることを、また、ノーと云える勇気がどんなに大切かを、大人が子どもに日頃から語りかけて行くことが大切かなと思っています。

更に言えば、下欄の資料にあるように、「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。」と記載・通知されてるにも拘わらず、遺書を7通も残して自殺した少女のこと（「雑学BN」のマスコミ等コメント関係（Ⅲ）P、2006.10.03.『『教室で自殺した少女事件で教委が謝罪』報道に接して』：参照）を、1年間もいじめがあったと認めようとせず世間が騒ぐことからようやく謝罪する学校、教委のような大人の意識では、子どもに何を語りかけられるのでしょうかね。

やはり、子どもに語りかける前に、まず我々大人が日頃から自らを検証する勇気が必要かと思っています。

【資料】

ネットで検索すると、文部科学省の「いじめ」の定義と判断の留意点は、以下の文書

の記載のように再説明されたようである。

文部科学省HPサイト内：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/001.htm

児童生徒のいじめ問題に関する都道府県・指定都市生徒指導担当課長緊急連絡会議について

18文科初第711号 平成18年10月19日付

各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長 宛て

文部科学省初等中等教育局長名発

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

－省略－

別添 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

〈趣旨〉

－省略－

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。